

經濟叢論 每月一日發行
 第一卷第一號 昭和十四年七月一日發行
 大正四年六月二十一日第三號 昭和十四年七月一日發行

京都市帝國大學經濟學會

經濟叢論

第十四卷 第一號

昭和十四年七月

京都帝國大學經濟學部創立二十年記念論集

田島・戸田・神戸・小川・河上・河田・山本・作田の前八教授肖像
 記念展覽會及講演會寫眞

國家の社會的構成……

完全豫見の問題……

時局下に於ける農業計畫生産……

世界經濟の動向……

小工業の特質と其の助成方針……

ナチスの經營共同體の理論及び構造に就て……

徳川時代の經濟統制……

信用理論と其の經濟的基礎……

企業聯繫としての再保險……

マックス・ウェーバーの國民主義……

ロバートソンの物價變動理論……

中小工業と市場……

沒價値性理論の成立……

政策學としての日本經濟學……

日本經濟學の根本原理……

經濟學部二十年を回顧して……

經濟學部創立二十年記念經濟學會大會記事

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

法學博士 河田 嗣郎

文學博士 高田 保馬

經濟學博士 八木芳之助

經濟學博士 柴田 敬

經濟學士 大塚 一朗

經濟學士 中川與之助

經濟學士 堀江 保藏

經濟學士 中谷 實

經濟學士 佐波 宣平

經濟學士 白杉 庄一郎

經濟學士 青山 秀夫

經濟學士 田杉 競

經濟學士 出口 勇藏

經濟學博士 谷口 吉彦

經濟學博士 石川 興二

經濟學博士 本庄 榮治郎

企業聯繫としての再保險

佐 波 宣 平

一 序 言

今日、保險の概念規定に於ては、一般に、技術的見方か、然らざれば、法律の見方か、いづれかど優勢を占めてゐる。併し、單なる技術的構成として保險を見る限り、そこでは歴史性が捨象され社會經濟的意味が没却される。同様に、通説に於けるが如き單なる法律の見方に據るときは、保險は、單純に、保險者と保險契約者との間の一對一的な取引と見謬られ、それが特質としてもつ經濟集團性が見落される。而して、この法律の見方は、また、謂はゞ原始的な海上保險契約概念をそのまま今日の段階の保險に押し付けやうとする立場であり、然る限り、技術的見方と同様に、保險の歴史的發展性を等閑視しやうとするものである。かくして、こゝに、第三の立場として、單なる技術を超えたる經濟集團的構成體として、特にそれを歴史的發展に於て把握しやうとする立場が要請されて來る。

右は保險一般に關する概念規定についてである。が、同様の、否、より一層強調された言葉は、再保險について用ひられ得る。これは、一方では、再保險が特に保險技術上必要である危険平均を達成する必須の手段として

考へられ、他方では、その發生段階に於てのみ意味をもつてゐた危險轉嫁契約概念從つてまた責任保險概念が今日に至るも、殆んど修正なしに、なほ一般的に通用してゐるからである。併し、我々はかゝる單純な立場に十分承服することは出来ない。勿論、かくは言ふも再保險に於ける技術的特性を輕視するものではない。また、責任保險概念を全面的に否定するものでもない。それを、單なる技術的構成を超えたる經濟的構成と見やうとし、更に、危險轉嫁概念または責任保險概念を歷史的發展を通して止揚し、保險企業聯繫、または二つ以上の保險者の間により擴大されたる危險團體の構成として、再保險を概念しやうとする立場をとるものである。換言すれば、經濟史的發展のうちには再保險の特殊性または本質を擱まうと努めるものである。

二 初期の發生段階

企業に於ける取引は決して單なるそれだけとしての取引ではない。それは同一企業内の他のあらゆる取引と關係を有する。従つて、それは全體との聯繫に於て初めて十分の意味をもち得る。だが併し、保險事業ほどこの關係が強く表面にまで出てゐるものはあるまい。ここでは、單なる個々の取引だけを見れば甚だしい不合理も全體との關聯に置かれるとき初めて合理的となる。かくて、最近では、これに作爲的に或る意味をもたせて、この關係を強調し、保險こそ最も國民共同體的な企業であるとまでも考へる¹⁾。

併し乍ら、保險に於けるこのやうな(利害)共同體的な關係は、高度に發展せる現段階に於て初めて明確に擱めるのであつて、初期の發生段階に於ては必ずしもさうではなかつた。ここでは、危險相互が保險料と保險金を

1) E. Hilgard, Das Versicherungswesen im nationalsozialistischen Staat, 1935. S. 7.

通して構成する全面的な價值關係は、保險者たちによつては、殆んどまたは極めて不十分な程度にしか、把へられなかつた。いま、その由因を考へて見るに、先づ第一は、當時の生産・交通・生活様式が殆んど全く自然の支配下にあつて極めて原始的な域を脱せず、従つて、危険の數も甚だ少くその發生經過の仕方も著しく序規を缺いてゐたことが擧げられる。しかも、他方、これらの危険に對する保險者側の態度を見るに、彼等は全くもつて深みのない經驗と極く大雑把な危険測定方法しか持ち合はせてゐなかつた。従つて、當然に、彼等に於ては、複數の危険を保險料と保險金との全面的な關係から認識することを得なかつた。なほ、これに加へて、當時、保險を業とする者は一般に金融を主たる業務とする個人であつて、保險は謂はゞ附隨的に兼業として營まれてゐたのである。従つて、自然、保險の運営に充當された資本も比較的少額であつて、これはまた、當然に、彼等に於ける引受危険の範圍を限定し、その結果、保險が據つて立つ大數法則を通して保險料と保險金との間に或る基準的關係の成立するのを阻んだのである。

以上のやうな事情から、初期の發生段階に於ては、保險者たちは一般に保險料と保險金との價值關係を全面的に見ることは固より、これを一定の基準的なものと見ることを得なかつたのである。見得たのは高々極めて變動なき價值關係であつた。事實、この當時にあつては、保險料率や保險條件は全く市場の成行でどうにでも動いたのであつて、保險は全く投機的な企業としか考へられなかつた。かくして、當然に、保險は被保險者相互が危険を通して構成する經濟集團とは考へられずして、寧ろ、保險者と保險契約者との間の一對一的な取引として見られたのである。保險を賄ふものは保險料または保險料積立金ではなくして、保險者または保險者の自己資本で

あると考へられた。換言すれば、危険に對して經濟的な終極的責任を負ふものは加入者全體ではなくして一個人——保險者——の資力であると見られた。³⁾要するに、保險者の頭に主として拙かれてゐたものは單なる個々の取引であつて、集團または全體との聯關に於ける個々の取引ではなかつた。

三 等級保險料制の確立

しかるに、その後封建制度が壞れて自由主義従つて資本主義制度が生成發展するに至ると、一方では、經濟生産力は産業革命の洗禮を受けて躍進的に増大し、經濟價値をして著しく増加せしめ、他方では、中世封建的な機構からの解放が、人々の立場を經濟的にも全く自由に放任して、アダム・スミスの交換による人と人との經濟的關係をより緊密ならしめた。このやうな事情から、保險需要が大いに高まつて來たことは當然であつて、それは先づ危険または保險契約の數の増加となつて現はれた。かくして、いまや、危険の數の増加は、大數法則を通して、保險者をして保險事故發生率を或る一定の大きさと攔ましめ、次いで、保險契約者の給付する保險料も纏つた或る大きさのものたり得るとの認知に導いた。そして、これは、漸次に、保險者をして保險金と保險料との間の價値關係をより深く立入つて基準的なものと考へしめるに至つたのである。勿論、危険の數の増大だけが右の價値關係を一定の大きさに導いたのではない。生産・交通・生活様式一般が、殆んど時を同じうして、以前の如き自然の支配下を去つて自然克服の段階に入り、不規則性を著しく脱して規則性を加へ、これがために、危険測定の上に未知的な領域が次第に狭ばめられて來たことも併せ考へなければならぬ。

3) G. Wörner, Allgemeine Versicherungslehre, 1929, S. 10.

かやうにして、經濟生産力の發展は保險者をして次第に收入保險料と支拂保險金との間に或る基準的な關係の成立を想到せしめその確立に導いたのであるが、同時に、保險者側に於ても、危險の測定確率計算等の方法について、絶えざる努力がこれに加へられたことを看過してはならない。要するに、自由主義・資本主義經濟の生成發展とともに、保險はそれが本來據つて立つべき基準的な價值關係の基礎を與へられたのである。而して、我々はこれを平均保險料制度から等級保險料制度への發展に於て見ることが出来る。

平均保險料(Durchschnittsprämie)とは、或る危險集團に於て一定期間に發生したる保險事故に對する(保險者)給付額を、個々の危險の區別なしに頭割りに、集團總體に課する場合の分擔價格である。即ち、危險の區別を全く設けない場合の保險料であつて、これが歴史的に最も素朴的な形態であるはいふまでもない。マーンネスの記すところに據れば、火災保險に於ては、その成立の當初、危險を分類する必要を殆んどもたなかつた。従つて、平均保險料制度が採られてゐた。しかるに、一六六六年のロンドンの大火に出遭つて初めて、危險を區別すべき必要に氣がついて、建物を二つの等級即ち木造建と煉瓦建とに區別したのである。その後、史料に従つて見るに、ロンドンの或る保險會社は一七〇六年に危險を三つの等級(通常危險・特別危險・超特別危險)に分つてゐる。爾後、經濟の發展に伴つて次々に新しい生産・交通・生活様式が生れて來て危險が質的にも量的にも増大するに至ると、保險者に於てもこれに對處するために、幾多の努力が續けられ、危險の分類は年と共に精密になつて行つたのである。これをアメリカの火災保險について見れば、一七九八年の六級制から一八二〇年の八級制へと進み、更に精緻を加へて、今日では一般に數百、なかには數千の等級を設けてゐる保險會社のある状態である。²⁾

- 1) P. Braess, Wesen und Grenzen der „gerechten Prämie,“ Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, Bd. 39, S. 37.
- 2) A. Manes, Versicherungslehre, Bd. I, 1930, S. 196, 200.

かやうに保險者が危険を細く分類するのは、これに従つて保險料を精密に等級づける、即ち、危険の大きさに保險料を出来る限り合理的に相應せしめんがためなるは言ふまでもない。従つて、この限りに於て、等級保險料 (die abgestufte Prämie) は、等價保險料 (die äquivalente Prämie) を建前とするものである。かくて、人によつては、この合理性の故に、等級保險料こそ公正保險料 (die gerechte Prämie) であるとも考へる。⁸⁾ 果して、等級保險料が公正保險料の名に値するかどうかは直ちには決定し難い大きな問題を含んでゐるが、少くともこの制度が當該危険の大きさに近い保險料を原則として採つてゐることに先づ間違ひはない。ところで、この場合の保險料の大きさが危険の大きさに等しいといふことは、或る危険集團について保險料と保險金とが等價または均衡關係にあることを意味するのである。かくして、いまや、人々は、遂に、一定集團の危険については保險料は保險金を支辨し得ると考へるに至つたのである。従つて、この段階に達すると、問題になるのは決して個々の危険・個々の保險料・個々の保險金・従つて個々の保險取引ではなく、一定集團の危険・保險料・保險金・従つて保險取引である。初期の段階の人たちが抱いてゐたやうな保險者の自己資本の魔力、または、一對一的な取引概念はもはや通用しなくなる。保險を運營するものは決して單なる保險者の自己資本ではない。保險料または保險料積立金こそが決定的重要性をもつといふことになつて來た。保險者の自己資本は立役者としての永年の地位を退き、これに代つて保險料が前面に出て來たのである。これをアドルフ・ワグナーの表現をもつてすれば、「保險者は常に個々の被保險者の間に立つ單なる仲介者たるに過ぎない。他の事情にして同一であるとするれば、保險者が問題となるのは、高々、彼が如何に被保險者團體を構成するかである。その最も適當なる被保險者團體を構成する保險者が最

8) Braess, a. a. O., S. 36.

も優つてゐる保険者である。たゞそれだけである。實にもつて、保険者の經濟的給付能力を先づ第一に且つ規則的に主だつて保證するものは被保険者そのものである。これについて、我々は營利的な保險企業の法律形態のために判斷を謬つてはならない。判斷を謬るのは營利保險業者が自己の利害關係に捉はれるからである。保險者の自己資本は被保険者團體から遠く離れて立つものであつて、偶然な事件に對する保障としての意味、または、被保險者團體の構成する固有の資金——保險料積立金——に對する附加物としての意味しかもつてゐない。⁴⁾ ワグナーのこの言葉が如何に多くの眞理を含んでゐるかは、今日の各保險會社が年々巨額の保險金を支拂ひ乍ら如何に小額の自己資本しかもつてゐないかを見れば直ちに判明される。だが併し、この眞理に氣が付き初めたのは十九世紀も漸く後期に入つてからである。私見によれば、ワグナーが一八八〇年十月「國家と保險」を書き、更に、彼が一八八二年シェーンベルクの經濟學辭典に「保險」⁵⁾の項を擔當し執筆したときに於てある。従つて、資本主義——尤も、ドイツの資本主義は大分晩れて訪れた——が可成り發展してから、現代的保險の機構が本質的に人々によつて把握されたのである。

四 再保險の發展

上に述べたやうに、等級保險料制度は、物的には經濟生産力の發展に基く危險の種類並に數の増加と生産・交通・生活様式の規律性と、人的にはこれに對する保險者の危險測定・統計觀察方法の發達とによつて、生れ出たものである。が、これに關聯してなほ考ふべきことがある。それは、危險が同時に一件當り量的に増大累積すること

4) A. Wagner, Der Staat und das Versicherungswesen, 1881, S. 38.

5) Wagner, Versicherungswesen, Schönbergs Handbuch der politischen Oekonomie, 1882.

とによつて保險者をして再保險を發展せしめたことである。

初期の保險發生段階に於ては、既述の如く、一方では危險の數所在・經過は著しく自然支配下にあつて規則性を缺き、他方では保險者は危險測定方法も確率計算方法も殆んど持ち合はさず一か八か投機的に危險を引受けてゐた。従つて、保險料は恐ろしく科學的合理性を缺いてゐた。だから、引受けて見たものゝその危險または引受條件が途方もないことが後に至つて氣付くといふ場合も屢々起つたわけである。ところで、このやうな場合、當時の保險者たちは如何に處置したかといふに、一般に再保險の形式を用ひてゐた如くである。これは、再保險に關する極めて古い法規である十六世紀のギドン・ド・ラ・メール (Gidon de la Mer) に於て、「保險者が或ル保險證券ニ署名シタル後ニ於テ、ソノ航海危險ニツイテ保險ヲ後悔シ又ハコレニ不安ヲ抱キ又ハコレヲ欲セザルニ至リタルトキハ、彼ハコレヲ他ニ依リテ自由ニ再保險スルコトヲ得 (ch. II. § 10.)」とせる規定が、我々によく物語るところである。要するに、危險の測定に關する十分な知識のない初期の保險者たちは、引合はない危險を他へ轉嫁する手段として、半ば欺瞞的に、他のより冒險的な、知識のより乏しい保險者を利用して、再保險に訴へたのである。¹⁾ところで、同じやることなら、引合はない危險は出来るだけ多く他へ轉嫁することが得策であるは勿論である。かくて、このために當時の再保險は屢々全部再保險の形式をとつた如くである。

ところが、その後に於て、産業革命を経て生産力が異常に發展して來ると、先づ危險の數が著しく増加して大數法則の適用を次第に可能ならしめ等級保險制度の確立に導いたが、他方ではより大なる價值を同一危險に曝さしめて、却つて大數法則の適用を阻む傾向を惹き起した。即ち、經濟の發展は、單に建物・機械等々の如き一物

1) Manes, Versicherungswesen, Bd. II, S. 291.

件當りの價值従つて危険を著しく増大せしめたばかりでなく、また、同一の都市・工場・倉庫・商店・船舶等々に於て夥多の價值を一つの有機的構成に導いて、危険を屢々甚だしく累積せしめたからである。多數の危険は累積の形に置かれるとき大なり小なり同一の経過をとる。従つて、それに應じて、それは同一の危険と見做される。かくして、危険の有機的構成は、一方では數學的危険論に於ける平均危険金額よりの偏倚として現はれ、他方では本來多數なるべき危険を單一化することによつて、危険の數を相對的に小ならしめる。これが大數法則に逆行するは明かであつて、よつて、こゝに、危険金額を平均化し且つ危険の數を相對的に増加せしめるために、危険を多數の保險者が分擔する關係が必要となつて來る。即ち、保險者間の企業聯繫としての再保險が必要となつて來るのである。

併し、この場合に留意すべきは、危険の轉嫁手段として、なく危険の分擔關係として再保險がこの段階に出て來たことである。勿論、一方では、右のやうに、單個の保險者では到底背負ひ切れない程に危険が増大し、且つ、夥多な危険が同一の個所に同一危険と見做されるまでに累積して來たために、これに對處して危険の平均を圖り、従つて、等級保險料制度をよりよく確立すべく、危険分擔關係としての再保險が發展したのであるけれども、なほまた、他方では、さきに説いた如く、生産力の發展による危険の數の増加と保險者側に於ける觀察測定法の進歩とが、合理的な等級保險料制度の基礎を確立せしめたことも與つて力がある。と言ふのはかうである。すべての危険が可能的精密な等級に類別せられそれに相當する保險料を課せられることを建前とするに至れば、どの危険も原則として同一の取扱を受ける。換言すれば、各危険が同一の収益性を擔ふ。かうなると、謂はゆるバツド

・リスク、グッド・リスクの觀念は止揚されて來る。従つて、初期の如く、「保險者が或ル保險證券ニ署名シタル後ニ於テソノ航海ニツイテ保險ヲ後悔シ又ハコレニ不安ヲ抱キ又ハコレヲ欲セザルニ至」るやうな事態は原則として生じなくなる。保險者は、すべての危険に對して同様な態度で臨み、これに等價的な保險料率を課する。かくて、保險者は、いまや、原則として、他の保險者を欺瞞的に利用して危険を他に轉嫁する必要は起らなくなる。即ち、古い意味の再保險を必要としなくなる。必要とするのは新しい意味の再保險、即ち、同一危険を保險者たちが共同に分擔する意味の再保險である。

事實また、今日の高度に發達したる經濟は、或る保險者が他の保險者を一時利用して危険を轉嫁するといふやうな疏遠な仕組では到底十分には消化し得ない程に増大累積する危険を我々の眼前に露呈してゐる。客觀的な事態は、かやうな一時的な疏遠な關係の代りに、より恒久的なより緊密な關係の成立を保險者に迫つてゐる。かくて、保險者たちは特に前世紀の二十年代から一般的繼續的義務的再保險形態を通して極めて緊密な企業聯繫的關係に入つてゐるのである。即ち、或る保險者が一定期間引受ける一定條件の危険は一般的にその引受と同時に自動的に他の保險者が共同して引受けるといふ恒久的な緊密な利害共同體的關係に入つてゐる。而して、この危険分擔關係即ち「一般的再保險」は、今日の正常な再保險形態にまで高められてゐるのである。かくて、このやうな段階に入ると、古い時代の危険轉嫁概念は勿論、保險者の填補責任を更に他に附保するといふやうな責任保險概念も、もはや、再保險を十分に説明する力をもたなくなる。そこで、例へば、再保險を特に法律上の組合契約であると見る學說が登場して來る。或は、再保險は元受保險者と再保險者とを共同計算的關係に入らしめる保險

であると主張する謂はゆる共算的保險説が起つて來るのである。更に、これを別の觀點から見れば、他の保險者を一時利用してこれに危險を轉嫁するといふやうな、再保險者の立場を無視するところの、元受保險者本位の一方的な立場に立つ古い再保險概念が殆んど全く通用しなくなり、この代りに、元受保險者・再保險者双方の立場を含む危險分擔關係または一つの企業聯繫としての再保險概念が、本質的見方として考へられるやうになつて來たのである。

五 企業集中と再保險

右に述べたやうに、再保險は、初期の段階から現段階へかけて、保險者間の危險轉嫁關係から危險分擔關係または企業聯繫的關係へと發展を辿つた。ところで、危險轉嫁といひ危險分擔または企業聯繫といふも、所詮は保險者が互に分立してゐる場合に可能な概念である。従つて、再保險にとつては、とにかく、保險者の分立といふことが成立の前提である。いま、これを現段階の再保險についていふならば、各保險企業が夫々分立し各々限られたる領域に據つて立つてゐるがために、その領域内では十分に解決消化されない危險を他の領域に立つ保險者との聯繫を通して、もつて、より廣汎なる領域に於て、双方ともに、危險のよりよき平均を達せんとするのが再保險の目的なのである。謂はゞ、保險企業の單なる分立を一部修正するものとして再保險が出て來たのである。ところで、この「保險企業に分立」といふ前提は、歴史的に見るも、保險一般を異常な發展に導きたる自由主義・資本主義經濟の發生生長とともに、自由競争といふ形で與へられたものである。かくて、いまや、再保險は、資

本主義經濟の生成によつて齎らされたる、上述の(一)生産力の増大と(二)企業間の分立または自由競争といふ二つのモメントによつて、絶えず刺戟されつゝ發展を辿るのである。

かやうにして、再保險は保險企業の分立といふ前提に立ちしかもこれを一部否定しつゝ自らを發展せしめる。即ち、各保險企業はそれ自身は限られたる領域に立ち乍ら、再保險を通し他の保險企業と互ひに聯繫をとることによつて、よりよき危險平均を得て、保險をより有利に運營する。この故に、たとへ小規模企業の保險者と雖も他の保險者と再保險關係に入ることによつて、より廣汎な危險平均の地盤が與へられ、或る程度の成果を期しつゝその經營を存續することが出来るし、他方、大規模な地盤に立つ保險者に於ても、再保險によるときは、單に自己の領域にとゞまつてゐる場合よりもよりよき危險の平均が得られることになる。

かやうに、再保險は現段階に至つて一般に企業聯繫としての發展を示した。併し、それは何時までも單なる企業聯繫として足踏みを續けてゐなければならぬわけのものではない。事實、企業經營一般が資本主義の發展を通して、カルテル・トラスト・コンツェルン等々へ、即ち、より高度の獨占資本形態または企業集中形態へ進展したる如く、こゝでも、單なる企業聯繫としての再保險は、次第に獨占資本の指令を受けて更に發展の道行をとつたのである。即ち、保險市場に於ても、資本參與による企業集中といふ大きな波は、特に時々起るところの經濟恐慌に乗つて押寄せ來たり、實質的には、屢々、大企業の小企業への、再保險を通しての、經營支配といふ形で現はれて來た。例へば、資本參與會社が被參與會社に對して強制的に一定條件の再保險を求めることになる。かくして、いまや、再保險の性格は、從來の單なる企業聯繫としてではなくして、資本による經營支配關係との關聯

に於てゞなくしては到底理解し難くなつて來た。

ところで、このやうな資本參與と結びつく再保險關係、これも、一般には、經營規模従つて危険の數・所在地域等の擴大を通して危険平均を達成せんとの目的に出てゐるのである。従來の程度の企業聯繫に飽き足らないで、資本の力をもつて、より積極的に他の保險者に働きかけ、これを支配し、より高度の企業聯繫を結成し、自らをより完全なる危険平均または等級保險料制度の下に置かうとするのである。しかるに、かうなると、再保險と企業分立との關係は變つて來ざるを得ない。これまでは保險企業の分立を緩和に導くものは主として再保險それ自體であつた。だが、いまや、企業の分立は先づもつて資本の力によつて緩和され、この後に、この資本集中の効果を收めるものとして、再保險が取り結ばれるのである。即ち、前面に立つものは資本であつて、再保險は單に消極的に資本の後に隨行するのみである。

そこで、更に考ふるに、再保險が危険平均の役割をもつとか企業分立を緩和に導くとかいはれるのは、要するに、それが異なる資本から構成される複數の保險者の間の構成體なるが故である。従つて、いま、資本參與しかも高度の資本參與によつて、その間に資本の區別がつき難くなり、企業の分立それ自體が實質上考へられにくくなると、通常の意味の再保險はその成立餘地を狭められる。極端な場合には全く成立し得なくなる。尤も、この場合に於ても、表面的な形式に於ては、或る保險者の填補責任が他の保險者に附保されると見られるかも知れないが、經濟的本質に於ては、そこで行はれるのは同一資本内部に於ける單なる技術的操作以外の何物でもなくなつて來る。而して、これを現下の企業組織一般について見るに、企業集中は、たゞ單に一般的に獨占資本による企

業の包攝・參與・支配等々だけに於てでなく、また、國家が經濟統制をより容易に遂行する過程として積極的に乗出し企業集中を助成促進しつゝある。いま、これを我が國の保險企業について見れば、最近の改正保險業法（昭和十四年三月二十八日法律第四十一號）に於ける第五章「會社ノ管理」がその適例である。これによれば、國家は「保險會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ會社ヲシテ合併業務及財産ノ管理ノ委託又ハ契約ノ移轉ヲ爲サシムルコトヲ適當ト認ムルトキハ會社ニ對シ之ヲ勸告スルコトヲ得」るし、場合によつては、「相手會社ヲ指定シ」その會社に對しても同様の勸告をなすことが出来る。更に一層進んでは、右のやうな單なる勸告にとどまらず、「事業ノ停止、業務及財産ノ管理又ハ契約ノ移轉ノ命令ヲ爲スコトヲ得」る。かくして、いまや、保險企業集中は國家の働きかけによつて頗る一段と強化せられんとして居り、大資本の保險者は、自己の經營領域の擴大を通して、よりよき危険平均の實現従つてより完全なる等級保險料制度の確立を同一企業内に於て可能ならしめんとする傾向にある。これは、延いては、——まだまだ遠い將來に屬するが、とにかく——異なる保險企業の間にてのみその成立存續を見出す正常な意味の再保險に對して、締出しを喰はさんとする態勢とも看取される。